

事 務 連 絡
令和7年10月27日

一般社団法人日本建設業連合会 会長 様

厚生労働省労働基準局総務課
過労死等防止対策推進室

過労死等防止啓発月間ポスターデータの建設現場への掲出について

平素より、厚生労働行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めております。

また、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和6年8月2日閣議決定）においても、国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等に対する理解を深めるとともに、それを防止することの重要性について自覚し、これに対する関心と理解を深めることが必要とした上で、国と労使団体は相互に協力・連携しつつ、広く継続的に広報・啓発活動に取り組んでいくこととされております。

今般、当該月間にあたり、デジタルサイネージに掲出可能な周知用ポスターデータを作成いたしました。

各種業務御多忙のところとは存じますが、法及び大綱の趣旨を御理解いただき、「過労死等防止啓発月間」を中心に、各建設現場の朝礼会場や仮囲いのデジタルサイネージ等へのポスターデータ掲出に御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

（参考）デジタルサイネージコンテンツ掲載場所
厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28373.html）にアクセスのうえ、下記をクリックください。

「R7 過労死等防止啓発月間ポスター JPEG（1500×1060）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001586358.jpg>

【担当】

厚生労働省労働基準局総務課過労死等防止対策推進室
清水・阿部 電話 03-5253-1111（内 5583・5526）